

氏名等変更届出書について

1 届出が必要な場合	次の事項に変更があった場合 ①届出者（許可を受けた者）の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 ②工場又は事業場の名称及び所在地
2 届出を行う者	工場又は事業場の代表者 ○法人の場合には、原則として、本社の住所・代表者の氏名を記入してください。
3 届出書類	氏名等変更届出書（共通様式 別紙参照）
4 届出部数	2部 ※ 1部は窓口で返却します。
5 届出期限	変更があった日から 30 日以内
6 罰則	届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、罰則の適用を受けることがあります。
7 届出先及び問合せ先	○工場又は事業場の所在地が 北区、上京区、左京区、中京区、右京区 の場合 京都市環境政策局環境企画部北部環境共生センター 京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2 左京区総合庁舎2階 TEL：075-701-9800 FAX：075-701-9810 ○工場又は事業場の所在地が 東山区、山科区、下京区、南区、西京区、伏見区 の場合 京都市環境政策局環境企画部南部環境共生センター 京都市南区西九条森本町62-1 TEL：075-671-0511 FAX：075-671-0322
8 特記事項	複数の法令に基づく届出が必要な場合は、届出書の各法令にチェック（ ☒ ）をお願いします。

記入例

別紙

氏名等変更届出書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

(あて先) 京都市長

届出者住所

〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇

自宅住所又は、法人の場合は
登記に記載された本社住所を
記入してください。

フリガナ
名 称
代表者氏名

株式会社 京都
代表取締役 京都 太郎

担当者職氏名

総務課 京都 次郎
電話 (〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

番

届出が必要な法令に
チェックをしてください。

氏名(名称、住所、所在地)に変更があったので、

- ☒ 大気汚染防止法第11条(第17条の13第2項、第18条の13第2項及び第18条の36第2項において準用する場合を含む。)
- ☒ 騒音規制法第10条
- ☒ 振動規制法第10条
- ☐ 水質汚濁防止法第10条
- ☐ 湖沼水質保全特別措置法第17条第2項
- ☐ 瀬戸内海環境保全特別措置法第9条
- ☐ ダイオキシン類対策特別措置法第18条
- ☒ 京都府環境を守り育てる条例第44条第1項(第2項)
- ☐ 京都市大気汚染対策指導要綱第7条

該当しない箇所を二重線で削除してください。

の規定により、次のとおり届け出ます。

変更する項目ごとに記入してください。

変更の内容	変更前	代表者 代表取締役 京都 一郎 住所 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇	※整理番号	
	変更後	代表者 代表取締役 京都 太郎 住所 〇〇府〇〇市〇〇区〇〇町〇〇	※受理年月日	年 月 日
変更年月日	令和〇〇年 〇〇月 〇〇日	※施設番号		
変更の理由	人事異動及び本社移転のため	※備考		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
3 氏名(法人にあってはその代表者の氏名)を記載し、押印することに代えて、本人(法人にあってはその代表者)が署名することができる。

届出対象の工場・事業場名及び
所在地(変更した場合は変更後
のもの)を記入してください。

(参考) 工場・事業場名 株式会社京都 御池支店

工場・事業場所在地 京都市〇〇区〇〇町〇〇